

## 住民票の写し等の不正取得にかかる本人告知実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、住民票の写し等が、特定事務受任者に「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を使用して不正取得された場合に、不正取得された者（以下「被取得者」という。）に対し、その事実を告知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による権利侵害防止の一助とすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 住民票の写し等

住民票の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し並びに戸籍謄本又は戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、戸籍一部事項証明書、届出書の記載事項証明書をいう。

#### (2) 不正取得

偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、受けることをいう。

#### (3) 特定事務受任者

弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

#### (4) 職務上請求書

特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

### (告知の時期)

第3条 住民票の写し等を取得した者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第46条第2号又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第135条若しくは第136条の規定に基づき、罰金刑等に処せられ確定した事実を確認した場合又は大阪府その他関係団体からの情報提供を受け、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合、被取得者

等に告知するものとする。

(告知対象者)

第4条 前条の規定により、不正取得が行われたと判断した場合、当該各号に定める者（以下「告知対象者」という。）に対し、告知を行う。

(1) 世帯全員の住民票の写し、住民票記載事項証明書

世帯主

(2) 個人の住民票の写し、住民票記載事項証明書

被取得者

(3) 戸籍謄本、戸籍の附票の写し（全部証明）

筆頭者

(4) 戸籍抄本、戸籍の附票の写し（一部証明）、戸籍記載事項証明書、戸籍一部事項証明書、届出書の記載事項証明書

被取得者

(告知方法)

第5条 告知対象者への告知方法は次のとおりとする。

(1) 第3条の告知は、告知文（様式第1号）を作成し、簡易書留により郵送する。

(2) 告知対象者から連絡を受けたときは、訪問して（日帰り出張できる範囲に限る。）説明する。ただし、面談の希望がなく文書での説明を希望する場合は、説明文書を送付する。

(告知内容)

第6条 告知対象者への告知内容は、次のとおりとする。

(1) 職務上請求書に記載された事項（印影及び使者の氏名・住所等は除く。）

(2) 都道府県の通知等、事件の概要がわかるもの

(告知後の対応)

第7条 告知後、告知対象者から、当該不正取得に関連して人権侵害等に係る相談があった場合は、庁内関係部署が連携して適切な相談等の対策を講じるとともに、相談の内容に応じて関係機関等への連絡等の対応を行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

様式第1号

茨市民第 号  
年 月 日

(告知対象者) 様

茨木市長

住民票の写し等の不正取得について

平素は、本市行政運営にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、突然ではございますが、この度、住民票の写し等を不正な手段により取得していた事件が発覚し、本市で調査を行ったところ、貴方に関する（証明書の種類）が不正に取得されていることが明らかになりました。

つきましては、本件に関しましてご説明させていただきたく、誠に恐縮ですが、市民文化部市民課 担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

(連絡・お問い合わせ先)

茨木市市民文化部市民課 担当

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL072-620-1621